

福島県国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（目 的）

第 1 条 この規程は、福島県国民健康保険条例（平成 29 年福島県条例第 83 号）第 8 条の規定に基づき、福島県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について定めることを目的とする。

（招集）

第 2 条 会長は、条例第 6 条第 1 項の規定により、協議会を招集しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所及び付議する事項を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第 3 条 協議会の会議は、傍聴の方法により公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、会長は、協議会に諮り、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 当該会議において、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号）第 7 条各号に定める不開示事由に該当する情報に関し審議等を行う場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

（議事録等）

第 4 条 協議会の会議を開催したときは、審議の概要を議事録として作成する。

2 議事録には、会長のほか、会長が指名した出席委員二人がこれに署名しなければならない。

（庶 務）

第 5 条 協議会の庶務は、保健福祉部国民健康保険課において処理する。

（雑 則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は会長が定める。

附則

1 この規程は、平成 29 年 6 月 7 日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。